

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会の運営について

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ

平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会について」（以下「委員会申合せ」という。）により設置された標記の委員会の運営について、下記のとおり申し合わせる。

記

第1 諮問の方法

諮問は、次に掲げる諮問の区分に応じ、それぞれ次に定める諮問書により行うものとする。

- 1 平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「情報公開申合せ」という。）記第10の4による諮問 別紙様式第1の1の諮問書
- 2 平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて」（以下「保有個人情報申合せ」という。）記第7の4による諮問のうち、保有個人情報の開示に係る判断についての諮問 別紙様式第1の2の諮問書
- 3 保有個人情報申合せ記第7の4による諮問のうち、保有個人情報の訂正に係る判断についての諮問 別紙様式第1の3の諮問書
- 4 保有個人情報申合せ記第7の4による諮問のうち、保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に係る判断についての諮問 別紙様式第1の4の諮問書

第2 諮問書の添付資料

諮問書には、次に掲げる諮問書の区分に応じ、それぞれ次に定める書面を添付するものとする。

- 1 別紙様式第1の1の諮問書 検察審査会行政文書の開示の申出書の写し、検

察審査会行政文書の開示に係る通知書の写し，苦情の申出書の写し，檢察審査会行政文書の開示に係る通知を發したことについての諮問をする檢察審査会（以下「諮問庁」という。）の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）並びに情報公開申合せ記第 8 の 1 及び記第 10 の 7 の意見が提出されているときの当該意見書の写し

- 2 別紙様式第 1 の 2 の諮問書 保有個人情報の開示の申出書の写し，保有個人情報の開示に係る通知書の写し，苦情の申出書の写し，保有個人情報の開示に係る通知を發したことについての諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）並びに保有個人情報申合せ記第 4 の 7 の(1)及び記第 7 の 7 の意見が提出されているときの当該意見書の写し
- 3 別紙様式第 1 の 3 の諮問書 保有個人情報の訂正の申出書の写し，保有個人情報の訂正に係る通知書の写し，苦情の申出書の写し並びに保有個人情報の訂正に係る通知を發したことについての諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）
- 4 別紙様式第 1 の 4 の諮問書 保有個人情報の利用停止の申出書の写し，保有個人情報の利用停止に係る通知書の写し，苦情の申出書の写し並びに保有個人情報の利用停止に係る通知を發したことについての諮問庁の考え方及びその理由を記載した理由説明書（諮問庁がこれを補足するために必要と認める資料を含む。）

第 3 諮問の取下げ

委員会は，諮問の取下げがあった場合には，答申をすることを要しない。

第 4 諮問番号の通知

委員会は，第 1 に掲げる諮問を受けたときは，当該諮問について諮問番号を付し，情報公開申合せ記第 10 の 6 の(1)から(3)まで又は保有個人情報申合せ記第

7の6の(1)から(3)までに掲げる者及び情報公開申合せ記第10の7又は保有個人情報申合せ記第7の7により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）（以下「苦情申出関係者」と総称する。）に対し、別紙様式第2の書面により、これを通知するものとする。

第5 委員会の招集等

委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案を委員に通知するものとする。

第6 理由説明書の写しの送付

委員会は、第2に掲げる理由説明書が諮問庁の事務局長から提出されたときは、苦情申出関係者に対し、別紙様式第3の書面を添えて、その写しを送付するものとする。

第7 検察審査会行政文書等の提示の求め等

- 1 委員会申合せ記第6の1により苦情の申出に係る検察審査会行政文書又は保有個人情報（以下「検察審査会行政文書等」という。）の提示を求めることとしたときは、諮問庁の事務局長に対し、別紙様式第4の書面により、その旨を通知するものとする。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、諮問庁の事務局長の同意を得て、諮問庁の事務局長から提示された検察審査会行政文書等又はその写しを答申までの間留め置くことができるものとする。

第8 分類又は整理した資料の作成及び提出の求め等

- 1 委員会は、委員会申合せ記第6の2により分類又は整理した資料の作成及び提出を求めることとしたときは、諮問庁の事務局長に対し、別紙様式第5の1及び別紙様式第5の2の書面により、その旨を通知するとともに当該資料を苦情申出関係者に対し送付することについての異議の有無を確認するものとする。
- 2 1の定めにより異議の有無を確認した結果、異議がない旨の回答があった資

料については、苦情申出関係者に対し、別紙様式第 6 の書面を添えて、その写しを送付するものとする。

- 3 1 の定めにより異議の有無を確認した結果、異議がある旨の回答があった資料については、苦情申出関係者に対し、資料の提出があった旨及び当該資料の名称を別紙様式第 7 の書面により通知する。ただし、これらの各事項を通知することにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他これらの各事項を通知しないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

第 9 意見書又は資料の提出等

- 1 委員会は、委員会申合せ記第 6 の 3 により意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の提出を求めることとしたときは、苦情申出関係者又は諮問庁の事務局長に対し、別紙様式第 8 の 1 及び別紙様式第 8 の 2 の書面により、その旨を通知するとともに当該意見書等を他の苦情申出関係者又は諮問庁の事務局長に対し送付することについての異議の有無を確認するものとする。
- 2 1 の定めにより異議の有無を確認した結果、異議がない旨の回答があった意見書等については、他の苦情申出関係者又は諮問庁の事務局長に対し、別紙様式第 9 の書面を添えて、その写しを送付するものとする。ただし、委員会に提出された資料が、他の苦情申出関係者又は諮問庁において既に取得しているものである場合その他当該他の苦情申出関係者又は諮問庁の事務局長に送付する必要がない場合は、この限りでない。
- 3 1 の定めにより異議の有無を確認した結果、異議がある旨の回答があった意見書等については、他の苦情申出関係者又は諮問庁の事務局長に対し、意見書等の提出があった旨及び当該意見書等の名称を別紙様式第 10 の書面により通知する。ただし、これらの各事項を通知することにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他これらの各事項を通知しないことにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

第 1 0 特別の配慮の申出等

- 1 諮問庁は、検察審査会行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報がその取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、委員会に対し、その旨を申し出ることができる。
- 2 委員会は、1 の定めによる申出を受けた場合において、委員会申合せ記第 6 の 1 により検察審査会行政文書等の提示を求めようとするときは、諮問庁の意見を聴かなければならない。

第 1 1 その他の調査審議の方法

この申合せに定めるもののほか、必要な調査審議を行う方法については、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

第 1 2 答申の方法

- 1 委員会は、諮問に対する答申について答申番号を付するものとする。
- 2 答申書には、原則として、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 委員会の結論
 - (2) 苦情申出関係者の主張及び諮問庁の説明の要旨
 - (3) 調査審議の経過
 - (4) 委員会の判断の理由

第 1 3 答申書の写しの交付等

- 1 答申は、諮問庁の事務局長に対し、別紙様式第 1 1 の書面を添えて、答申書の写しを交付する方法により行うものとする。
- 2 苦情申出関係者への答申書の写しの送付は、別紙様式第 1 2 の書面を添えて、郵送により行うものとする。ただし、受領を証する書面と引換えに答申書の写しを手交することを妨げない。

第 1 4 会議記録

委員会の会議を開会したときは、委員会の庶務担当者は、開会の日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した会議記録を作

成するものとする。

第 15 答申の内容の公表

1 委員会申合せ記第 8 により公表する答申の内容は、答申とともに又は答申後速やかに委員会において定めるものとする。

2 1 の答申の内容の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 東京第一検察審査会の検察審査会行政文書開示手続及び保有個人情報開示等手続窓口への備置き

(2) インターネットの利用

第 16 委員会の庶務に関する書類の保存事務

委員会の庶務に関する書類の保存事務は、東京第一検察審査会事務局において取り扱う。

付 記

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。